

**公益社団法人全日本トラック協会 令和6年度若年ドライバー確保のための
運転免許取得支援助成事業 実施要領**

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という）は、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「福ト協」という）の会員事業者が運転者として新たに採用した若年者の特例教習受講ならびに準中型免許取得に対する支援を行う。

(助成対象期間)

第2条 令和5年4月1日から令和7年2月末日の期間に特例教習を受講または準中型免許を取得した費用を助成対象とし、高等学校新卒者等で、当該事業者採用される前の在学中（令和5年度中）に準中型免許を取得した場合も助成対象とする。

- 2 前項に規定する期間に取得したものであっても、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

(助成対象)

第3条 次の特例教習受講または準中型免許取得のために福岡県内もしくは福岡県に隣接する市郡等等（佐賀市、鳥栖市、神埼市、唐津市、小城市、荒尾市、山鹿市、玉名市、日田市、中津市、宇佐市、下関市、三養基郡、神埼郡、玉名郡に限る。第4条（3）において同じ。）の指定自動車教習所（自動車学校を含む。以下「教習所」という。）でかかる費用を助成対象とする。

- (1) 特例教習の受講
 - (2) 準中型免許の取得（普通免許取得後の取得を含む）
 - (3) 5トン限定準中型免許の限定解除
- 2 合宿免許等の場合は福岡県内及び福岡県に隣接する市郡等以外の教習所でかかる前項（1）及び（2）の費用についても助成対象とする。

(助成要件)

第4条 特例教習受講者または免許取得者が次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 平成元年6月2日以降の生まれであること。
- (2) 令和5年4月1日以降に当該事業者採用されていること。
- (3) 住所が福岡県内若しくは福岡県に隣接する市郡等であること。
- (4) 助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

(予算額)

第5条 9,870万円(全国)

(助成額)

第6条 助成額は次の通りとする。

(1) 特例教習の受講

教習受講費用の3分の1で100,000円を上限に助成、
1円未満は切り捨てとする。

(2) 準中型免許の取得 40,000円を上限に助成

(3) 5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円を上限に助成

2 第1項の規定による助成額に係わらず1会員事業者あたりの上限を30万円とする。

3 運転者が個人で特例教習受講または準中型免許取得費用を負担した場合は、助成金を交付しない。

5 全ト協と福ト協、国、地方自治体又はその他団体等の助成金等の合計が事業者の負担額を上回る場合には、全ト協の助成額を減額する。

(助成金の交付請求)

第7条 助成金の交付を受けようとするときは、令和7年2月末日までに次の申請書類を福ト協に提出しなければならない。

①若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成申請書

②指定自動車教習所に支払った費用の領収証の写し(会社宛または事業主宛のもの)

③健康保険証の写し

④特例教習の受講修了証または準中型免許取得後の免許証の写し

⑤運転者として従事していることを証明するものの写し(助成金申請時直近の運転日報、点呼簿、運転者台帳のいずれか一つ)

⑥免許取得後の点呼記録簿及び運転日報 各7日分の写し

※合宿免許等で福岡県内及び福岡県に隣接する市郡等以外の教習所を利用する場合のみ提出。(高等学校新卒者等で、事業者に採用される前の在学中に準中型免許を取得した場合は除く)

(助成金の交付)

第8条 福ト協は受理した申請書類を全ト協に提出し、全ト協の審査を経て交付された助成金を当該事業者に交付する。

(助成金の返還)

第9条 助成金の交付を受けた事業者は、次のいずれかに該当するとき、全ト協の請求に基づき助成金の全額もしくは一部を返還しなければならない。

(1) 本実施要領その他全ト協が定める事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、全ト協が行うすべての助成事業に係る申請受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

本実施要領は、公益社団法人全日本トラック協会が定める「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業交付要綱」に基づき、公益社団法人福岡県トラック協会が定め、令和6年4月1日より適用する。